

一六世紀マラノス・ナシ Naci 家の航跡

中 沢 勝 三

はじめに

一六世紀にポルトガルを追われてヨーロッパを彷徨したユダヤ教徒の幾筋もの流れがあった。本稿は、その中でひととき異彩を放つ航跡と活動を示したナシ家の⁽¹⁾遍歴を辿ることによって、この時代のもつ一つの局面、及びユダヤ人に対するそれぞれの地域社会の対応の差異と変化を浮き彫りにしてみようとするものである。

ナシ家は、ポルトガルを出たあとひとたびアントウェルペンに居を定め、それからヴェネツィア、フェルラーラを経由してトルコに入り、そこで「ナクソス公」の称号をもつことになる富裕な商家である。⁽²⁾ もっとも今日の研究状況のもとでは、ナシ家がこの遍歴の途上、商業・

金融活動において各地でどのような対応を迫られたか、その経緯を明らかにすることはできない。それでも宗教上の異質社会を股にかけた特定の間人集団の波瀾に満ちた顛末は私たちに一種の衝撃を与えずにはおかぬものである。本稿は、主にグリェンボ・バランの研究に⁽³⁾拠って、トルコ定着までのナシ家の遍歴の事情をさぐることに重点をおくことにしたい。⁽⁴⁾

(1) トルコに定着するまではメンデス家 Maison Mendez を名乗っており、ナシ家というふうになるのは一五五四年頃からのことである。

(2) F. Braudel, *La Méditerranée et le monde méditerranéen à l'époque de Philippe II*, 2nd édition revue et augmentée, II, Paris, 1966, pp. 41—42, 60, 140, 146—147, etc.; G. Parker, 'The Dutch Revolt and the pol-

arization of international politics', in: *Tijdschrift voor Geschiedenis*, 39 (1976), rep. in: id., ed., *The General Crisis of the Seventeenth Century*, London, 1978, p. 60
邦文文献では、W・H・マクニール、清水廣一郎訳『サエネツィア』一九七九年、二二―二三頁、参照。

(3) P. Grunbaum-Ballin, *Joseph Nasi, duc de Naxos*, Paris, 1968 ナミ家について他、M. A. Levy, *Don Joseph Nasi. Herzog von Naxos, seine Familie und zwei jüdische Diplomaten seiner Zeit*, Breslau, 1859; E. Carmaly, *Don Joseph Nassy, duc de Naxos*, Frankfurt sur-le-Mein, 1868; C. Roth, *The House of Nasi: the Duke of Naxos*, Philadelphia, 1948. 以上四点の研究書は全て渡辺金一氏より提供されたものである。なお、遍歴の事情について最も詳しいのがグリュンボ・バランの著書である。
(4) 従ってトルコ領内定着後のナシ家の——というよりジョセフ・ナシの——いわばトルコ外交官としての多彩な活動は、本稿の視野から外れることになる。

I

一五〇六年四月に多数のマラノスがリスボン市とその周辺で虐殺された。ここにいうマラノスとは、カトリックに改宗しながらその実秘密裡に父祖の宗教を奉じているユダヤ人のことをいう。⁽⁵⁾ 周知のように、スペインでは

一四九二年にユダヤ人⁽⁶⁾に対して国外退去か改宗か、いずれかの選択が迫られ、それによってユダヤ人の近隣諸邦への逃亡が始まっていた。その際注目されることは、マラノスの多くがポルトガルに流入したという点である。

その点は国王ジョアン二世がマラノスが企業家的資質に富んでいたことを認識していたためといわれている。⁽⁷⁾ ところで彼の後継者マヌエルがスペイン王女を娶り、事実上これがポルトガルのユダヤ政策の転機となっていく。しかしポルトガルにおいて異端審問が実際に活動を開始し、マラノスの国外逃亡が盛んになるのは一五四〇年以降のことである。グリュンボ・バランは、この時期イベリア半島で改宗を強要されたユダヤ人は約六〇―七〇万人、そのうち三〇―四〇万人が半島を離れたとみてい⁽⁸⁾る。

では彼らが逃避地として選んだのはどういう地域であったか。これを以下グリュンボ・バランに拠って簡単にみておくことにするが、その際故国を離れずキリスト教徒化されていた多数のマラノスのいたことを忘れてはならない。⁽⁹⁾

まずコンスタンチノーブルやサラニカなどの都市を中

心としたトルコであるが、その地では移住者の第一世代が当初保持していた商業・金融・政治上の優勢な地位は一六世紀末以後アルメニア人らに取ってかわられていった。イタリアはユダヤ人には住みよい土地ではなかったけれども、ここには信教の自由なアンコーナとフェルラーの二都市があった。しかし一六世紀後半以後ここでも事態は悪化していく。フランスは国法上ユダヤ人に居住・営業・信仰の自由を認めていなかったが、それでもマラノスは極く小さな集団の形でフランスに潜入していた。しかし、トゥールーズ、ナント、ボルドー、ラ・ロシュエル、ルーアンなどの都市にできたコミュニティも次第に縮小していき、バイヨンヌとボルドーを除いて一八世紀末には消失してしまうのである⁽¹⁰⁾。

そして一六世紀初頭以後突如として出来上がったリスボンとアントウェルペン間の緊密な経済上の結びつきによって、同市に改宗者が多数流入し、その数は一五八〇年頃まで増加していった。同時にアントウェルペンは多くのマラノスにとって一貫してトルコへ向かうための出発地でもあった。しかしながら反乱の勃発と共に彼らの同市への来住は稀となり、かわってオランダとドイツが

目的地となっていた。一五九五年にアムステルダムにスファラド派⁽¹¹⁾のコミュニティが創設され、やがて西欧スファラド派の「ローマ」となってゆくのである。オランダではユダヤ人は大幅な自由を得て、精神世界で際立った足跡を示すことになる。また北海方面では、ハムブルク、エムデン、デンツイヒに、それにロンドンにもマラノスのコロニーが形成された⁽¹²⁾。

(5) Grunbaum-Balim, *op. cit.*, p. 11. 「マラノス」について詳しくは D. S. Revah, 'Les marranes,' in: *Revue des Etudes Juives*, 118 (1959) 参照。それによれば、カステイリヤ語 (marrano) とポルトガル語 (marrão) においては、古くからその語を「豚」の意味で用いており、語源はアラビア語にさかのぼるといふ。豚はユダヤ教においても禁忌であった。p. 30. なお、改宗者マラノスの及ぼす甚大な歴史的意味について一般的には、増田義郎『コロンプス』一九七九年、参照。またマラノスは、新たにキリスト教徒となったという意味で「新キリスト教徒」とも呼ばれる。他に、石田友雄『ユダヤ教』一九八〇年、二八六、二九八頁、参照。

(6) 「ユダヤ人」、及び「ユダヤ教徒」の何たるかはすこぶる微妙な問題であるが、この点次の指摘が参考になった。阪東淑子・板垣雄三・対談「パレスチナ問題の歴史的理解

のために「『歴史評論』三六五号、一九八〇年、八一九頁の板垣の指摘。

(7) Grunbaum-Ballin, *op. cit.*, p. 13; J. Van Klaveren, *Europäische Wirtschaftsgeschichte Spaniens im 16. und 17. Jahrhundert*, Stuttgart, 1960, SS. 140 ff. なお特に注(6)の増田の文献も参照。

(8) Grunbaum-Ballin, *op. cit.*, pp. 14, 16. この点ゾムバルトによると、一四九二年にイベリア半島に二三万四千人のユダヤ人がおり、五万人が洗礼を施され、二万人が死に、一六万五千人が国を去ったという。移住先は、トルコがヨーロッパ領を含めて九万人、オランダ、ハムブルク、イギリス等が二万五千人、モロッコ二万人、アルジェリア一万人、イタリア九千人、アメリカ五千人と推計している。W. Sombart, *Die Juden und das Wirtschaftsleben*, Leipzig, 1911, SS. 15—16.

(9) Grunbaum-Ballin, *op. cit.*, pp. 16—17.

(10) *Ibid.*, pp. 18—20; Revah, 'Marranes', pp. 63—66.

(11) 石田友雄、前掲書「二七五頁」参照。

(12) 本節は主に Grunbaum-Ballin, *op. cit.*, pp. 17—22. に拠る。

II

前章でみたごとく、一六世紀の開始と共にマラノスが

アントウェルペンに來住するようになっていたが、これはまさしく「喜望岬を迂回するルートの発見とイベリア諸港への貴金屬の流入とが促した經濟革命」が同市を繁榮の頂点に押し上げていったからにはかならない。そうした中でマラノスであるディエゴ・メンデス(Diego Mendez)⁽¹³⁾が一五一五年頃同市に定着した。彼はリスボン在住の兄フランシスコと全歐でも有数の商社を經營していたのである⁽¹⁴⁾。

ところでマラノスの來住は当初当局の歡迎するところであって、カルル五世は、ポルトガルからの改宗者に対して、一五二六年三月二〇日と二九年二月二七日の勅令で、ネーデルラントに定着しそこで安全に住めることを保障した。しかしポルトガルからの來住者がふえるにつれて事態は變化していった。それは彼らが、「秘密裡にユダヤ教を奉⁽¹⁵⁾じ」、またトルコに赴くために同市に「一時的に立ち寄る⁽¹⁶⁾」にすぎないという告発がなされるような状況になっていったからである⁽¹⁸⁾。

こうした過程でディエゴは一五三二年二月に逮捕された。このときはすぐに釈放されたが、三二年七月に彼は異端の密告を受けて投獄された。これに対して同市在住

の外国商人のコンスルは、彼の投獄を特権に対する侵害であるとして抗議⁽¹⁹⁾し、ポルトガル王の代理人 Ruy Fernandes と市当局もその抗議に連なった。こうしてこの起訴は証拠の欠如の故を以て取り下げられ、七週間後に釈放されたのである。⁽²⁰⁾

ネーデルラントはマラノスにとって必らずしも安穩な土地ではなくなりつつあった。メンデス逮捕直後の一五三二年八月に皇帝はポルトガル人に与えていた特権を廃棄して⁽²¹⁾いた。

こうした折に一五三六年リスボンのフランシスコが没し、ポルトガルの異端迫害が厳しくなると、メンデス家の本拠がアントウェルペンに移されることになった。フランシスコの未亡人であるベアトリックス Dona Beatrix de Luna と娘のレイナ Reyna⁽²²⁾、ベアトリックスの妹のブリアンダ Brianda が移住してきた。

ディエゴはブリアンダと結婚し、一五四〇年に娘をもうけた。メンデス家はベアトリックスとディエゴの二人によって運営されるようになる。そして彼らはポルトガルから逃れてくるマラノスのためにメンデス家の財力を活用した。それはポルトガルでの異端審問裁判所の設置

をおくらせるための教皇庁への献金としてばかりでなく、さらにマラノスの長くかつ困難な逃避行の援助にも使われたのであった。しかし一五四三年にディエゴは不帰の客となり、義姉ベアトリックスがメンデス家の後事を託されることとなった。彼女を助けたのは従兄の Augustin Enriquez とのちにジョセフ・ナシの名でその名を馳せることになる若き甥のジョアン・ミカス Juan Micas であった。⁽²³⁾

ディエゴの没後ベアトリックスとメンデス家は窮境に陥った。ディエゴの所有していた帳簿と全財産の封印・差し押えが皇帝によって決定され、生前ディエゴがユダヤ教徒であったと告発されたのである。ベアトリックスは四万ドゥカーテンを使ってこの難局を切り抜けたが、しかし執政マリ(カルル五世の妹)⁽²⁴⁾に二〇万フロリンの貸し付けをしなければならなかった。さらに別の追い討ちがかけられてくる。年端もいかぬ娘レイナの結婚問題がそれである。

ベアトリックスは娘の将来の結婚相手はマラノスであるべきだと考えていたが、アラゴン王家の庶子といわれる貴族の don Francisco d'Aragon が十歳にも満たない

レイナを欲しいといひだしたのである。彼はこの結婚の成就を条件として皇帝に二〇万ドゥカーテンの貸し付けを約束する。カルル五世はそのとき手元不如意でこの貸し付けを強く望み、妹の執政に対して、この結婚を促すよう懇願の書簡を書き送るほどであった。執政マリも困惑した。事前にベアトリックスを訪ねようとした彼女は、「衰弱と病氣」を理由に拒絶され、ドン・フランシスコの強圧的な姿勢も彼女の氣に入るところではなかった。また彼女にとっては、この強要が押し及ぼすネーデルラント社会への影響も推し量りがたく、ためにマリはアントウェルペンへの訪問を遅らせたのである⁽²⁵⁾。

こういう情勢のもとで、メンデス家はネーデルラントを離れる決意を固めた。一五四四年に通行証の交付が申請して許可され、アーヘンの鉱泉場への旅行が願い出された。そして翌四五年同じ許可が下されたあと、ベアトリックス達メンデス家の一族はジョアンら少数を除いてアントウェルペンを離れ、再び戻って来なかったのである。行き先きはヴェネツィアであつた⁽²⁶⁾。

彼らの退去は周到に用意されていた。出立前の数カ月の間に債権の六〇万ドゥカーテン以上を現金化すること

ができていた。もとよりこれが財産の全てではない。それでジョアン・ミカスが家財を守るべく踏み留まった。ジョアンは一五四六年に Chinay で執政マリと会見した。先きに出されていたメンデス家の追放と財産没収に対して、彼は不満の意向を示した。容疑者は罪を犯したわけではなく、しかも皇帝の臣民ではなくて皇帝に迎え入れられた外国人であり、判決も欠席裁判で下されたものである⁽²⁷⁾、と。

こうして両者の間に和解交渉が始められる。執政は皇帝に対して執拗に抵抗したが、カルル五世は一五四七年七月、三万エキユと引き換えに財産差し押えの取り消しに同意した。しかし対ヘルダーラント戦争に軍費を必要とした執政は既に使っていた貨幣の返却を履行することができなくなっていたのである。ジョアンは皇帝との和解の無理なことを悟り、それならせめてメンデス家のユダヤ教徒たることの告発をなんとかしたいと考えた。これについては執政は本氣に考えたが、しかし今度は皇帝の側が「信仰の故」に譲歩しなかった。かくてジョアンは所期の目的を果たせぬままネーデルラントを離れたのである⁽²⁸⁾。

- (13) Grunebaum-Ballin, *op. cit.*, p. 27.
- (14) 喜望峯往還メモのふたつは西都市の結び付きについては、拙稿「アントワープ・ナシの興隆と銅・香料交易」弘前大学『文経論叢』一四巻四号、一九七九年、参照。
- (15) 16世紀 Denucé は一五二二年頃としよう。J. Denucé, *Inventaire des Affaitadi Banquiers italiens à Anvers de l'année 1568*. Anvers, 1934, p. 20.
- (16) アントワープ家との関係が殊に香料交易に密着している。Grunebaum-Ballin, *op. cit.*, p. 28; Denucé, *op. cit.*, pp. 8, 21; F. Edler de Roover, 'The market for spices in Antwerp, 1538—1544,' in: *Revue belge de Philologie et d'Histoire*, 17 (1938), pp. 213—215. 彼のメンチスの経済活動に若干触れられている。トーマ・メンチスはまた地元の高貴フマン・スコーンヤ・Van Schoonbeke の娘と結婚している。H. Soly, *Urbanisme en kapitalisme te Antwerpen in de 16 de eeuw. De stedenbouwkundige en industriële ondernemingen van Gilbert van Schoonbeke*. Brussels, 1977, blz. 136. 後者については、拙稿「アントワープ・ナシ史研究の新段階——H・ソリの所説を中心として——」『西洋史研究』新輯第七号、一九七八年、参照。ディエゴの名は、ネーデルラント輸出税額四七位とらう指摘がある。W. Bruiez, *De firma della Faille en de internationale handel van vlaamse firma's in de 16e eeuw*, Brussels, 1959, blz. 468; id., 'L'exportation des Pays-Bas vers l'Italie par voie de terre au milieu du XVI^e siècle,' in: *Annales. Economies, Sociétés, Civilisations*, 14 (1959), p. 473. なお彼と提携している Giovanni-Carlo degli Affaitadi については一位である点が注目される。ディエゴの順位が低くのは、史料のカバーする一五四三—一四五年の期間の初期に彼が没したこと（前述）と無関係ではなうと考えられる。
- (17) Grunebaum-Ballin, *op. cit.*, p. 29.
- (18) *ibid.*, pp. 28—29; Reval, 'Pour l'histoire des mar-ranes à Anvers: Recensements de la «nation portugaise» de 1571 à 1666,' in: *Revue des Etudes Juives*, 122 (1963), pp. 123 ff. なお同市のポルトガル人の多くは「*Letres marchandes d'Anvers, I-Introduction*, Paris, 1960, p. 160; G. D. Ramsay, *The City of London in international politics at the accession of Elizabeth Tudor*, Manchester, 1975 pp. 21—22.
- (19) コンメルを頂点におく「コロニー」にすぎない簡単なあるが次の拙稿を参照。「アントワープ・ナシのポルトガル人——イベリア商人コロニーとその活動——」（一橋大学地中海研究会『地中海地域における集落形成の諸問題』一九八〇年、所載）。
- (20) Grunebaum-Ballin, *op. cit.*, pp. 29—30. 但しこの投獄の間に彼に対して、別の、独占に対する嫌疑がアマン

タッチと共にかけられたが、これはルイ・フェルナンデスの執政への働きかけによって取り下げられた。*ibid.*

(21) 但し三十七年九月に再び認められた。*ibid.*, p. 30.

(22) ディエゴはこの旅行に慎重な配慮をした。*ibid.*, pp. 30—32.

(23) *ibid.*, pp. 32—34. 彼は一五二〇年頃の生まれとされているからこの頃まだ二〇歳未満ということになる。

Roth, *op. cit.*, p. 2.

(24) Grunbaum-Ballin, *op. cit.*, pp. 34—35.

(25) *ibid.*, pp. 35—36. ベアトリックスはディエゴとは違っていて、ネーデルラントを一時的な滞在地と考え、彼女にとつての目的地はトルコであった。*ibid.*, p. 47.

(26) *ibid.*, p. 36.

(27) *ibid.*, pp. 36—38.

(28) *ibid.*, pp. 38—40. なおこの後一五四九年に、短期の、つまり四三年以後のマラノスの移住者の追放令が出される。*ibid.*, p. 42; Revah, 'Pour l'histoire des marranes à Anvers', p. 214; H. Pohl, *Die Portugiesen in Antwerpen (1567—1648)*, Wiesbaden, 1977, S. 63.

III

ベアトリックス一行がどのようなルートでヴェネツィアに至ったか判然としないが、グリュンボ・バランはリ

ヨンからミラノを経たと考える。そして一五四六年七月末には彼女らがヴェネツィアに着いていることが知られている。⁽²⁹⁾

このヴェネツィアには古くからユダヤ人の共同体が存在していたが、一五一六年以降それはゲット⁽³⁰⁾の中に限られるようになっていた。そしてここでも一五世紀末にマラノスの追放の布告が出されていたのであるが適用されることはなく、この都市は「マラノスで一杯に」なっていた。⁽³¹⁾

ベアトリックスはヴェネツィアの都市貴族とも交際を結ぶことができたが、ここに至って、ベアトリックスとブリアンダの姉妹関係に重大な軋轢が生じた。ブリアンダは、自分の娘がメンデス家の運営から外されていることに我慢できなくなっていた。そしてもう一つそれ以上に深刻な問題は、姉がトルコへ行く計画を放棄していたのに対して、妹は半ば野蛮と考えられていたトルコに赴くのを良しとせず、これを拒絶したのである。この係争は裁判に持ち込まれ、その結果ベアトリックスは、彼女が管理していた財産の半分をヴェネツィアの公庫に姪（つまりディエゴとブリアンダの娘）が一八歳に達す

るまで寄託しなければならなかった。⁽³²⁾

しかしベアトリックスは財産の分離を望まず、それでブリアンダはメンデス家の資金を預かっている銀行業者に差し押えの措置に出た。ベアトリックスの側はリヨンやその他の都市に「彼女が最も信頼している代理人」を送り込んでブリアンダの措置を無効ならしめようとした。

ベアトリックスはこうして判決の出た直後、フェルラーに逃亡した。フェルラーは公夫人がフランソワ一世の娘で以前からユダヤ人に対して寛大な政策を採ってきた。ここではベアトリックスはヘブライ名ドナ・グラシア dona Gracia を名乗っていたようである。のちにブリアンダもここにやって来てこの姉妹は和解した。⁽³³⁾

この間ジョアンはヴェネツィア近くの島にマラノスの避難地を作るべく画策している。この望みは適えられなかった。また彼がリヨン、マルセイユやシチリア島で諜報活動をしたことは確かだといわれている。⁽³⁴⁾

こうした最中トルコ使節の知らせがフェルラーに届いて二人の姉妹を悩ませることになる。このトルコ使節のもたらした内容が何であったか定かではないが、次の動静から見てイタリアを離れる（そしてトルコに赴く）

提案がなされていたとみてよいだろう。ともかくベアトリックスは妹とヴェネツィアに戻る。しかしコンスタンチノーブルへ出立しようという段になって、ブリアンダは再び同行を拒否するに及んだ。到着した使節と姉妹の間にきまずい関係が続いたが、もう一人の使節 Sinan Chiaux が来訪し、姉妹の仲裁を申し出、一五五二年七月に和解が成立した。ブリアンダには持参金や娘の養育費等が認められ、それと引き換えに訴訟が取り下げられて、かくて彼女に完全な自由が約束された。そしてベアトリックスはラグーサに向かうガレー船に乗船した。⁽³⁵⁾

以上の顛末で全ては落着いたかに見えた矢先き、一大事件が出来た。

事はメンデス家の娘の結婚問題から起こった。この点ブリアンダは娘をジョアンに嫁がせるべきかヴェネツィアの都市貴族にすべきか逡巡していたし、⁽³⁶⁾ベアトリックスの陣営もメンデス家の娘がマラノス以外の男と結婚することにためらいを感じ、その一方で先きの協定で決められた手付け金の払い込みを遅らせていた。こういう中でジョアンは娘を誘拐する挙に出たのである。⁽³⁷⁾

一五五三年一月夜闇に乗じてブリアンダ邸に近付いた

小舟は、そのあとフェルラーラに向かった。しかし逃亡者は教皇領を通過中、ファエンツァで捕われラヴェンナに連れられてしまった。そしてジョアンと娘の婚姻がこの地で盛大に祝われたと記述している年代記もある。こうした振る舞いに対し、市当局もヴェネツィア貴族も憤慨した。そしてジョアンに対する欠席裁判が開廷された。その判決は厳しいものであった。彼のヴェネツィア領内からの永久追放と捕縛した場合には絞首刑たることが定められ、彼に対する懸賞金もこと細かに設定されたのであった。⁽³⁸⁾

こうした情勢の中で教皇庁は件の娘ベアトリックスをヴェネツィアに送り返し、ジョアンはローマに赴いてラヴェンナでの彼らの結婚の正当性を弁じた。そして教皇庁側はジョアンの陳述がローマの法廷で聴聞されるまで刑の執行を猶予するようヴェネツィアに要求し、両者の間には陰悪な空気が流れた。こうして先きの刑がいわば「確定」してしまったのである。⁽³⁹⁾

もはやメンデス家にはトルコ行き道のしか残されていなかった。そしてブリアンダとその娘に対してトルコに赴く説得が諸々の約束事や脅迫をまじえて続いていた。

その説得の最中の一五五五年六月にブリアンダの全財産を管理していた代理人のコスタ *Tristan de Costa* がユダヤ教徒との密告があった。共和国は異端審問に乗り気ではなかったが、しかし異端を処罰する義務もあった。コスタは逮捕され十人会議の前に引き出されることになった。⁽⁴⁰⁾ グリュンボ・バランはこの審問調書のフランス語訳を掲載していて、それは一六世紀マラノスのイタリアでの生活について貴重な素材を提供してくれるのであるが、⁽⁴¹⁾ ここでは必要なことのみにとどめざるをえない。

この審問の過程で彼はブリアンダがキリスト教徒だと答えているのであるが、しかしその一方で彼女は彼がユダヤ教徒であることを知っていたと告白している。⁽⁴²⁾ コスタは次のような興味ある内容を語っている。「私はポルトガルでは内面的にはユダヤ教徒として生活し外面的にはキリスト教徒であった。一四年前にポルトガルを出て以後は、私はときにキリスト教徒、他の折にはユダヤ教徒で生きてきたが、それはアントウエルペンでは異端審問が怖かったからです。フェルラーラではときにコスタと呼ばせた場合を除いては内・外面で一貫してユダヤ教徒として生活してまいりました。ヴェネツィアでは私

は内面的にはユダヤ教徒で生き、外面的には、また通行証のためには私は学士コスタと呼ばせてキリスト教徒として生きてまいったのでございます⁽⁴³⁾、と。

教皇特使はブリアンダに、娘がキリスト教徒として生きたいといっていること、また娘が母親から離れる方がよいと勧告した。これに対してブリアンダは嘆願書を十人会議に送って、その中で措置に変化があるなら(つまり娘と一緒にということ——筆者注——)、ヴェネツィアを離れると言明した。また特にコスタの放免こそ大事だと訴えた⁽⁴⁴⁾。

ヴェネツィアはコスタを釈放し、さらにブリアンダと娘が個別に審問された。その中でブリアンダは次のように言明している。「私は新キリスト教徒、つまり無理やり洗礼された人間です。でも心の中では私はいつもユダヤ教徒であつたし、これからもそうでありたいのです」と。娘もまた、「私は母の宗教で生きていたい」と答え、「いかなる宗教か」との問いにはっきりと、「ユダヤ教です」と応じているのである⁽⁴⁵⁾。

そして最終的にブリアンダに一月以内(一カ月以内)にヴェネツィアを離れる旨の判決が言い渡され、彼女の滞在延長の要

求は却下された。コスタもまた一四日以内の立出を命ぜられた⁽⁴⁶⁾。

(29) Grunbaum-Ballin, op. cit., p. 45.

(30) ちなみに「ゲット」の語源はそれが ghetto という名の砲鑄造区画にちなんでゐる由である。ibid., p. 46, n. 3.

(31) ibid., p. 46.

(32) ibid., pp. 46—48.

(33) ibid., pp. 48—49.

(34) ibid.

(35) ibid., pp. 47—51.

(36) ブリアンダには一時キリスト教に近づいていた行状が認められる。ibid., p. 46.

(37) ibid., p. 52.

(38) ibid., p. 53.

(39) ibid., pp. 53—54.

(40) ibid., p. 54.

(41) ibid., pp. 54—61.

(42) ibid., p. 57.

(43) ibid., pp. 58—59.

(44) ibid., p. 61.

(45) ibid., p. 62.

(46) ibid. その後フランス王の介入という思いがけない事態もあって彼らの立出はやや遅れたようである。ibid., pp.

63-65

VI

こうして舞台はトルコに移る。ベアトリックスは既に一五五二年の夏コンスタンチノープルに到着していた。彼女は多くの従者を従え、四台の絹掛けの馬車で入市し、大邸宅に住んだといわれているが、別に報ずるところによれば市内には住まわず農村で庭園に囲われた生活を送ったとも伝えられている。しかし彼女の心は到着早新しい心配事で満たされた。メンデス家のもつ富が権力の欲望をそそいたのである。そうしているうちに一五五三年一月ジョアンがコンスタンチノープルに上陸した。⁴⁷⁾

それまでジョアンはローマで彼がラヴェンナで行なった結婚の有効性を証明する教皇の判決を得ようと奔走していた。彼はフランス王のローマ使節である M. de Lansac に頼み込んで、彼の結婚と財産を戻してくれるようフランス王が介入してくれば利子なしで五万、いなし一〇万エキユを貸し付けると申し出たのである。こうして彼はスルタンに宛てた同人の書簡を手に入れたので

あった。⁽⁴⁸⁾

ところでポルトガル使節の書簡によってトルコまでのジョアンの様子を窺うことができる。それによるとベアトリックスがラグーサで船を機装させてそれをアンコーナに送り、彼が必要とするものを全てを調達できるようにせよとの指令が出されていた。またこの使節は、ジョアンがアンコーナから同人に宛てて、三カ月以内に戻って来る筈だと認めている。このことからグリュンボ・バランは、ジョアンがアンコーナに赴いた際、彼はまだコンスタンチノープルに最終的に定着するつもりではなかったのではないかと疑問を呈しているのである。⁽⁴⁹⁾

それはともかく、ジョアンの到着もまたきらびやかであった。彼には三人の貴族が付き従い、二〇人のスペイン人従僕が貴族と見紛うばかりの服装をしてやってきたといわれる。彼自身はいえ、黒貂で覆われた絹をまとっていた。そしてその到着からかなりののちになって、ジョアン・ミケスはヘブライ名ジョセフ・ナシとして歴史に登場してくるのである。⁽⁵⁰⁾

そしてこのジョセフがこの地で結婚するのはベアトリックスの娘、つまりかつてアラゴン貴族の求婚した若き

レイナであった。従って先きのラヴェンナでの結婚と財産の回復はもはや問題ではなくなっていたのである。結婚式は一五五四年六月にユダヤ教の習慣に則って盛大にとり行なわれた。⁽⁵¹⁾

- (47) *ibid.*, pp. 67—68.
- (48) *ibid.*, p. 69.
- (49) *ibid.*
- (50) *ibid.*, pp. 69—70.
- (51) *ibid.*, pp. 70—71.

V

これまでメンデス家のトルコに至るまでの彷徨と遍歴の顛末を辿ってきたが、実はそれはこのナシ家⁽⁵²⁾にとってトルコ定着後の多彩で際立った活動からみると、あたかも同家の前史をなすかのようにさえみられる。それほどナシ家のトルコ定着は手堅くかつ美事であった。それで最後にその後のナシ家について少しばかりみておくことにしたい。⁽⁵³⁾

ジョセフ・ナシはスルタンのソリマン・Soliman と宰相 Rustem Pasha の好遇を得て、トルコ皇帝の重要な

側近、つまりヨーロッパの情報の提供者となった。彼はどキリスト教世界の情報を的確に知らせてくれる人物はいなかった。しかしナシはこのスルタンの後継者の支持をつかむことにも意を注いだ。ソリマンには四人の息子がいたが、ナシは四番目のセリム Selim に目をつけ、セリムがまだ小アジアの地方長官をしている時代にその地を訪れ、彼の知己をうるきっかけを作っている。そしてやがてこのセリムがスルタンの位に登ったとき（一五六六年）、ジョセフ・ナシはギリシア人のミカエル・カントクゼーノスと並ぶ腹心として重用され、「ナクソス公 le duc de Naxos」となり、商業交易にも広く手を延ばし、さらには一五七一年のトルコのキプロス攻略にも手を貸すほどになったのである。⁽⁵⁴⁾

(52) 注(1)を参照。

(53) といってもトルコ定着後の活動こそナシ家研究の本領場であった。注(3)の著書の領域がそれである。

(54) Grunbaum-Ballin, *op. cit.*, pp. 85—98, 147—153; Roth, *op. cit.*, pp. 156—160. これらの点の詳細については別稿を用意するしかない。

(筆者は一橋大学地中海研究会の渡辺金一氏からナシ家に

ついて初めて教示を得、主たる文献資料を貸与された。ここに深甚の謝意を表する次第である。なお、本稿についての責任は全て筆者中沢の負うところであることを明記して

おきたい。

(弘前大学助教授)